

午前 10時30分開会

○池田委員長 皆様おはようございます。連日ありがとうございます。ただいまから、文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。子育て推進課長が公務出張のため、また、児童・家庭支援センター子どもの居場所づくり担当課長が家族通院同行のため欠席です。また、福祉総務課長が出張公務のため、議案審査終了後に退席となります。

本日の日程をご覧ください。議案審査が2件、報告事項は子ども部が3件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席を頂いております。教育長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席を頂きましてありがとうございます。

それでは、日程の1、議案審査に入ります。（1）議案第35号、令和8年度千代田区一般会計補正予算第2号について、執行機関の説明を求めます。

○岡福祉総務課長 議案第35号、一般会計補正予算第2号につきまして、保健福祉部資料の1、民生・児童委員の活動支援経費の増額について、この資料でご説明をさせていただきます。

項番1、概要・背景でございますけれども、前回の常任でご案内申し上げました、都の令和8年度当初予算におきまして、民生・児童委員の活動費の一律的な毎月2万円分の引上げがございます。これに伴いまして、当初予定していた区の事業予算の不足を解消するために追加の予算計上を行い、都予算による増額分を加味した活動費の変更を行うといったものでございます。

項番2の内容でございますけれども、一番下に、参考で令和7年度の活動支援経費を書いております。こちらのほうと見比べていただければですけれども、区の独自加算分は変更なく、都の2万円の増額に伴って、各役職につきまして2万分の増額を行っているというものでございます。

項番3、追加で計上する事業経費でございますけれども、1,224万円を想定しております。なお、当該経費は、都の支出金により区の歳入見込みとなります。

項番の4、実施スケジュールですけれども、8月中旬に支給予定の6～7月分の支給から増額後の活動費を支給する考えでございます。それに合わせまして、既に支給済みである4～5月分も、一括で合わせて差額の遡及的な支給を行うといったところでございます。

裏面に移りまして、前回の頭出しの常任にて、牛尾委員から、この民生への活動費の増額の考え方、民生委員の受け止めについてご指摘を頂いておりました。そちらについての記載でございます。

1ポツ目では、都の令和8年度当初予算の考え方としまして、前述しました通信費であったりとか、自己研さん等の費用に対応するといったことを目的としておると。

2ポツ目で、一方で区の独自加算の考え方、こちらについてですけれども、これが下に箇条書で書かせていただいているそれぞれの事業に対して、民生・児童委員の方々が区からの依頼に基づいてご協力いただいていると。こういったことに対する協力金の要素を加

味したものの支給を行っているといったところを記載しております。こうした都と区のそれぞれの加算の考え方、別個独立したものでございますので、今回、都のほうで増額を行われますけれども、区の独自加算分については、引き続き支給を続けるといったところでの考えでございます。

なお、この点につきまして、6月の民生・児童委員の定例会理事会でご説明を申し上げまして、ご理解を頂いているといったものも申し添えをさせていただきます。

私からの説明は、以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 説明ありがとうございます。全国的には民生・児童委員の成り手不足ということが問題になっているようですけれども、千代田区では、民生・児童委員の成り手というのはどうなんですか。

○岡福祉総務課長 千代田区、東京都でも一番の人員充足率でございまして、96%というふうになっております。あ、失礼しました、52名中51名が充足していただいているといった状況でございます。

○牛尾委員 民生・児童委員の方々の、何ていいますか、年齢というのは、大体、平均年齢というのはどれぐらいになっているんですか。

○岡福祉総務課長 ちょっと具体的な数字が手元になく、恐縮ですけれども……

○牛尾委員 大体でいいです。

○岡福祉総務課長 定年が70代後半という形でありまして、で、それも加味しまして、60代から70代にかけての方が多いいったところでございます。

○牛尾委員 私も何人かやっている方、知っていらっしゃる、いろいろ相談にも乗っていただいているんですけれども、結構ね、いろんな相談、子育て世代の方から高齢者の方まで、いろんな方からの相談に乗っていらっしゃる、結構、相談に乗っている方は、本当にもう、大変な状況なんですね。で、その方が引退された後の後継者といえますかね。そうした方々は今後どうなっていくのかなというのはちょっと気がかりなんですけれども、区としてはどのような受け止めなんですかね。

○岡福祉総務課長 昨年12月の改選で3分の1に当たる方が代わられまして、若い方も多く入っていただいたというところでございます。まさに、子どもの、子育てに対する相談に乗ったりであったりとか、いろんな高齢者の見守りであったりとか、おっしゃっていただいたような活動をやっていただく上で、やはり経験といえますか、知識だけじゃない部分もしっかり備わったものは必要だというふうにも思っております。それも一つ形にするために、チームでですね、民生委員さん50名いらっしゃいますので、それぞれチームで当たっていただいていて、その中でスキルといえますか、これまでの経験の継承などをしながら支援に当たっていくと、こういったことで、若い方、新しく入ってくる方にも動きやすい民生委員活動というのを、我々のほうも支援していきたいと、そういったところを考えてございます。

○牛尾委員 そうした方々が、やっぱり相談に行くには、いろんな、交通費なんかもかかったりとか、いろんな本なんかを使って学習したりとか、やっぱり研さんにもお金がかかっていると思うんですけれども。今回、増えるということで、これは大変いいことだと思うんですけれども、区独自加算が変更なしということで、これ他区では、独自加算というの

はどのような状況なんですかね。

○岡福祉総務課長 他区のほうでは、大体、それぞれの区によっての考え方というのは異なる部分ですけども、千代田と同じく4,000円あるいは3,000円といった区が多いという情報で受けております。

○牛尾委員 分かりました。ぜひね、今回増えるということですけども、やはり見ていると、本当にボランティア精神といいますか、親身になってやっていただいているということで、そうした方々が自己負担が生じないように、やはり、いろいろ意見を聞いて、今回お話しされますけれども、さらにご意見があったら、十分に対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○岡福祉総務課長 今回、都のほうでの増額につきまして、区の独自加算の考え方については維持という形にしましたが、今後の情勢などを見まして、適切な判断を行ってまいりたいというふうに思います。

○池田委員長 はい。

白川委員。

○白川委員 これ、ちょっと個人的な興味に近いものでお聞きしたいんですが、民生委員というのはボランティアという側面が強いと思うんですが、どうもやっていることはプロに近いという、かなり曖昧な位置づけなのかなと思っています。で、このまんま続けていくと、少し行き詰まっていく可能性もあるかなと思って。区としては、今後どちらの方向性で持っていきたいのかというのが、もし指針があれば教えてください。まだ迷っているということであれば、それはそれで構いません。

○岡福祉総務課長 明確なところというのが、やはり国の法律に基づいての部分でもありますので、はっきりと申し上げることは難しいかなというふうには思いつつですけども、まさにボランティアに対して、今回、都のほうの活動支援経費というのも、実費弁償を見ますといったところで、法律に捉われない、それぞれの考え方に基づいて行っていると。

で、区のほうでの考えとしましても、独自加算で書かせていただいた部分ですけど、協力金の要素、区の活動にも協力いただいていると。それは高齢者であったりとか障害者、子育て世帯の方々に対する支援に直結する、より地域に近いところでの活動に協力いただいているというお立場でご活躍いただいておりますので、区としては、民生委員さんたちに活動しやすいような形で、で、より、それが地域の区民の方々に還元されるような活動というのを行っていただきたいと、そういったところを応援したいと、そういった考えでございます。

○白川委員 ありがとうございます。何となく分かりました。

それで、この文書、非常によくまとまっていて、これまで腑に落ちなかったところが割と腑に落ちたんで、ちょっとお聞きしたいんですけども。

このお金の出し方というのが、ボランティアに対して後から協力金という形で出しているように読めるんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○岡福祉総務課長 失礼いたしました。そうではなく各月分で、こういった活動を行われるかというのは民生委員さんそれぞれのポジションにもよりますので、一括の分というのを皆さんお支払いさせていただいていると、そういったところでございます。

○白川委員 じゃあ、そのお金の出し方をするという前提で、これ、評価というのはやっ

ていらっしゃいますか。

○岡福祉総務課長 定量的な目に見えた評価ということではなく、地域の中で活動していただいているところのご報告、それぞれの活動報告を頂いているといった、そういったところでございます。

○白川委員 じゃあ、最後にいたします。これまで、その民生委員の行動で問題があった、あるいは、ちょっとクレームが多かったというような事例というのは、これまでありますか。個別の事例で、です。

○岡福祉総務課長 私の手元には届いておりません。むしろ、いろんな活動に出されていて、感謝の声というのは届いておるところでございます。

○池田委員長 はい。

ふかみ委員。

○ふかみ委員 関連するとは思いますが、こちらの名前が補助費ではなくて経費というところだと思うんですけども、その使途については、自己研さんが内容にあるということなんですけれども、活動報告の中で、どのような自己研さんなどが行われているか、分かりましたら教えてください。

○岡福祉総務課長 それぞれまちまちだということもありつつですけれども、書籍等を通じて研さんされている方もいらっしゃるんだろうと思います。ただ、一番は、やっぱり活動、地域の方々、区民の方々を支える活動ですんで、実際に赴いて、難しいお話に向き合って、で、専門機関へのつなぎなども担っていただいておりますので、活動を通じて研さんしていただいていると、そういったところも一つ大きな要素ではないかなというふうにも思っております。

○池田委員長 よろしいですか。

ふかみ委員。

○ふかみ委員 この名称が本当に実態に合っているのかなと思うところもあるんですけども、研さんといった意味、今、専門性が高まっているということもありますけれども、カスタマーハラスメントでありますとか、認知症であるとか、非常に難しい問題を対応してくださって、懸命にボランティアしてくださっているというのがあるので、内容についても、いろんな横展開であるとか、共有のような内容について見直していくというのにも必要なのかなと思いましたが、この点についてはいかがでしょうか。

○岡福祉総務課長 おっしゃるとおりでございます。お金を支払う、それだけじゃなくて、知見を皆さんで、民生委員さんの中で共有できるように、あるいは我々が活動している内容というのを民生委員さんたちにお知らせする機会も毎月ございますので、そういったところで情報を深めていただいて、しっかり安心して対応できる環境づくりに努めていきたいと、そういったふうに思っております。ありがとうございます。

○池田委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 昭和7年から、もう始まっている制度の積み重ねの中に今があるということで、私が見てきた中でも、大分、何でしょう、本当に実動化というのが、ここ10、20年ぐらいで進んでいるなと。実動化というのは変な言い方かもしれないんですけども、本当に動いていらっしゃる、そして政策提案をしていらっしゃる。つまり、かなり実動だな

というふうに、ほんと、福祉の要になってきているなというふうに思うところで、負担が大きいのではないかとすることは、多分、皆さんが心配されているところだと思います。

事務事業概要で、令和6年度決算が800万、令和7年度予算が896万7,000円と書いてありますが、これ、今回の変更の中で、大体、予算全体がどんなふうに変更されてきていて、その中に今回の活動費の部分がどのぐらいを占めているのかということをお答えください。

○岡福祉総務課長 今回ちょっと、活動のほうについて言及、すみません、限定させていただきますと、都の増額というのは、小刻みでの増額というのは行われておりまして、それが先ほどおっしゃっていただいた令和6年度から7年度にかけて若干増えている部分というのが、前回の増額でございました。今回が、1枚目の項番3で書いておりますけれども、もともとの予算が、去年度のほうで増えた分も加味したものととして、この778万5,000円で計上しておった部分が、今回、毎月2万円分の増額になりますので、そこを加味して、大体500万ぐらいですね。50名の方、毎月という形になりますので、そこでの合算で1,224万円と、こういったところで、計上しておるところでございます。ちょっと端数の部分も、事務であったりとか、そういったところが発生する部分がありますので、大枠の部分は2万円分の増額によって、1,224万円の増額というのが必要になると、こういったところでございます。

○小枝委員 ありがとうございます。予算的にというか、民生・児童委員さんの活動実態として、例えば、子ども福祉のことであったりとか、それから、様々な虐待事例であったりとか、新しい法制度についての研修会に自ら参加するということもあると思うんですね。そういったときに、自ら企画して行う研修もあるだろうし、出かけて行って参加する研修費もあるでしょうし、そういうのは、区本体の中から別途奨励していくような支援の仕組みがあるんでしょうか。

○岡福祉総務課長 研修をご紹介させていただくというところは、区のほうで毎月行っている定例会などでさせていただいております。そこに要する費用というのが、まさにこの都も含めた部分ですけれども、この活動費として支給させていただいている部分でございまして、まさにその研修会などに参加していただくときに、こちらの費用を活用させていただいてといったところになっております。

○小枝委員 分かりました。防災においては、何というか消防団のようなイメージが、もう少し、また福祉というとう違うかもしれませんが、災害時の活躍が期待されていたり、その情報、個人情報把握してもらっていたりとか、あるいは豪雨があったら、ちょっと見に回ったりとか、いろんなことがあると思うんですね。何かそういうふうなことが、今回、金額的には充実するということですので何も申し上げることはありませんが、ボトムアップで、どうしたら、その充実した、何ていうか、自己犠牲的無理じゃなくて、自分も豊かになるし、いろいろな課題をつなげていったり、また改善していったりする自己啓発的な研修にも、例えば、県外で行われることもあると思うんですね。そうしたところに参加したときに、区側に申請して、別途、民生委員会全体として認められるような参加の仕方というものもあると思うので、いろんな制度の移り変わりは早いので、そうした経費を総合的に認めていくというようなことも必要なんじゃないかなというふうな感じを持ちましたので、ちょっと、当たっていないかもしれませんが提案させていただきました。い

かがでしょうか。

○岡福祉総務課長 一つの貴重な提案として受け止めをさせていただきます。一つは、もう複雑な世の中になっておりますので、こういった形でサポートできるかというのは、もちろん費用だけじゃなくて、周知であったりとか、お困り事があったときの相談にお応えするであったりとか、様々、考えられる部分はありますので、そのうちの一つとして、総合的な判断の考え方として受け止めさせていただきます。

1点だけ、すみません。区のほうから行わせていただいている研修のほうについては、事務局のほうで持たせていただいている部分もありますので。なので、そういった要素も加味しての検討といいますか、それをさせていただければなといったところでございます。

○池田委員長 はい。

ほかはどうですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。以上で質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。討論は省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第35号、令和8年度千代田区一般会計補正予算第2号に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 賛成全員です。よって、議案第35号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第35号の審査を終了いたします。

次に、議案第38号、千代田区立神田錦町福祉施設条例について、執行機関の説明を求めます。

○岡福祉総務課長 議案第38号、千代田区立神田錦町福祉施設条例につきまして、保健福祉部資料の2-1番から2-4番を用いましてご説明させていただきます。

まず、2-1番でございます。千代田区立神田錦町福祉施設条例について。

項番1、条例の名称。申し上げた条例名でございます。

項番の2が、条例の主な記載内容といたしまして、前回、常任でご報告させていただいた内容と同様に、（1）から（6）の内容を記載させていただいております。

以上が名称と位置、2番が、会議室を設置する旨、3番が、併設する高齢者施設及び障害者支援施設と、この錦町福祉施設が連携をするという旨、記載させていただいております。

4番が、日常、施設で行われること、5番が、その内容というのを、施設設置条例ですので、指定管理者が行うといった旨を書かせていただいております。

6番、会議室について定めておりまして、3番、条例文（案）が、別添資料2-2のとおりとある旨、それで項番の4で、施行期日ですけれども、区の規則で定める日と、こう

いったことになっているというところで、ご説明をさせていただきます。

2-2につきましては、先ほど申し上げた主な内容が記載された条例（案）というふうになっておりますので、割愛をさせていただきます。

2-3に移りまして、前回、小枝委員と白川委員からご質問、資料要求を頂いております。まず、2-3におきまして、小枝委員から三つ頂いております。一つ目が、項番1の施設の運営管理方法についてですけれども、事業者が三つまたがりますので、それでは、こういった考え方に基づいて行われるのかといったところで記載をしております。

基本的には、各施設運営法人それぞれ主体的に運用すると。で、その上で、この3ボツ目ですけれども、連携手段として、定期的に指定管理者主催による運営協議会を実施しまして、施設運営に反映させる予定である旨も記載させていただいております。

項番の2で、賃料につきましてでございます。令和3年度の福祉施設運営予定者公募の際に、想定賃料として約750万、年限額を提示させていただいております。で、この内容につきましては、区の内規に基づきまして福祉施設に対する9割減額も適用された金額でございます。実際の賃料におきましては、賃貸借契約の締結までに改めて決定をする予定といったところで書かせていただいております。

項番3が施設の運営予定者の区内の運営実績ですけれども、一つ目が、6階から8階部分の高齢者施設を運営する予定者の新生寿会さんですけれども、ジロール麹町、ジロール神田佐久間町などを運営していただいていると。

2番が、3階から5階部分の障害者支援施設の平成会さんですけれども、区内ではTHE BANCHOさんを運営していただいておりますけれども、区外において障害者支援施設の運営実績がございますので、その旨も補記させていただいております。

続きまして、資料の2-4ですけれども、白川委員から錦町福祉施設の近隣の鉄道の駅からの動線が分かる近隣図をとということで頂いておりますので、こちらの地図、ご用意をさせていただきました。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 会議室を設置するというのが2-2にあります。これ、こういった性質のものでしょうか。

○岡福祉総務課長 いわゆる貸し会議室として使って、単なる会議だけでなく、地域の方が集まられて交流のイベントなどを開催できるような、そういったものを想定しております。

○白川委員 一つ気になっているのは、これ、福祉施設、一応、障害者あるいは老人介護、あるいは福祉みたいなところをやるということですね。それに一般的な会議室を入れるというのは、ちょっと性格が曖昧になるかなという懸念があります。それはセキュリティ面ですね。フロア内で誰でも出入りできるというのは、オープンでいいことなんですが、セキュリティ面を考えると、ある程度のシャットアウトというのは、もしかしたら必要なかなというのがあるもんですから、ここの会議室、何階にあって、その辺は大丈夫みたいな、もしあれば教えてください。

○小目高齢介護課長 施設の所管をしております高齢介護課と障害者福祉課で施設を持つてございますので、高齢介護課からご説明をさせていただきたいと思っております。

会議室につきましては、現状、今後、DBO事業者のほうで詳細な運営は決定されていくわけでございますけども、階数としては2階に入る予定でございます。で、運用としては、地域交流機能の一環として設置いたしますので、どちらかといいますと、民間のオフィスのような会議室というしつらえよりは、地域に開かれた区民館のようなしつらえ、扱い方、そういったものを想定してございます。その中で、当然、利用を予約された方以外は入室することができないように、セキュリティ面についてもしっかりと確保するような運用を想定してございます。

○池田委員長 よろしいですか。

○白川委員 はい。

○池田委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっと、その会議室に関連して、A、B、Cとあるんですけども、これ、それぞれ広さは分かりますか。

○榊原障害者福祉課長 会議室Aでございますけれども、広さ90平米ほどとなっております。続きまして、会議室Bが広さ80平米ほど、会議室Cが広さ50平米ほどです。

人数にいたしますと、会議室Aが40人前後、会議室Bが35名前後、会議室Cが20名前後ということで設置予定でございます。

○牛尾委員 Aが90平米。ただ、これ、附則のところを見ると、90平米1万2,600円、Bが80で1万3,800円、Cが、これ、本当に、狭いほうが高いの。これ、どうなっているんですか。

○池田委員長 休憩します。

午前10時57分休憩

午前11時00分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。

障害者福祉課長。

○榊原障害者福祉課長 先ほどの答弁、訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

まず、ルーム1が47平米、ルーム2が、（「A、B、Cです」と呼ぶ者あり）あ……

○池田委員長 会議室A、B、Cになっていました。

○榊原障害者福祉課長 失礼しました。会議室Aが47平米、会議室Bが82平米、会議室Cが87平米でございます。大変失礼いたしました。

○池田委員長 部屋の大きさが違うということですね。今のは、先ほどとね。

○榊原障害者福祉課長 大変失礼しました。

○池田委員長 はい。ということです。

牛尾委員。

○牛尾委員 分かりました。利用料で、これ、限度額ということで、1万2,600円、1万3,800円、1万5,500円と。やはり、指定管理の方々が使用料を決めていくとは思うんですけども、もし、この限度額のままのお代だと、ちょっと高めかなと。かなり高めかなというふうに思うんですけども、そこは今後、一応、指定管理者が運営するとはいえ、区の施設というふうな位置づけになるでしょうから、部屋の利用料については、やはり、ほかの区民館と同様なお値段にしていくということは、その辺はいかがなんです

か。

○小目高齢介護課長 こちらの会議室の室料の設定でございますが、算定の参考といたしましたのが、近隣の区民館の会議室の利用料金及び他の福祉施設、いきいきプラザですとか岩本町ほほえみプラザですとかそういったところの貸し会議室、さらにプラットフォームスクウェアでの貸し会議室、そういったところの相場から算出した値でございます。で、こちらの額は書いてございますが、あくまでも、これ、上限ということございまして、料金の決定に当たりましては、区の協議を経た上で定めるという形になってございますので、できる限り利用料金については低廉なほうが利用が進むということも考えられますので、その辺は視点を持って協議に臨んでまいりたいというふうに思います。

○池田委員長 課長、確認したいのは、1日当たりの料金が、今、表示されていますけれども、ほかの利用施設だと、午前・午後・夜間といって三つに区分されて利用料金が出ているから、これは、それと同じようなことで、合計がこの金額だという認識でいいんでしょうかね。

○小目高齢介護課長 はい。委員長おっしゃるとおりでございます。現状も、こちらの算定も午前・午後・夜間と3区分で考えてございまして、それらを合算した値となっております。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 分かりました。今後、具体的に練られると思うんですけど、これ、例えばお借りしたいという場合は、基本的には区内の方々、区で働いている方々とかは、もう、自由に利用できるということになるんですか、それとも何か、団体登録なりしなきゃいけないということなんですか。

○小目高齢介護課長 こちらの予約の受付方については、まさに今、協議中といいましょうか、調整中ございまして、まだ決定はしてございませんが、対象者については、特に区民限定ということではなくて、他の区民館の例に倣いますと、在住者、在学者、在勤者、そういった方々が利用できるようなところで、今、想定をしているところでございます。

○牛尾委員 分かりました。

○池田委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 資料をお作りいただき、ありがとうございました。2－3のところの、特に障害者施設のところをお伺いしたいと思います。

THE BANCHOが運営なさるということで、こちら、区外において運営実績ありということですが、どちらにありますでしょうか。

○榊原障害者福祉課長 こちら、岐阜県のほうに障害者支援施設を運営している法人でございます。

○小枝委員 岐阜県の障害者支援施設の運営実績があり、これ、二番町にある千代田区の特養というか、介護施設を運営されているということですね。

で、これは、親亡き後の初、考え方としてなんですけれども、グループホームになってしまいましたから、親亡き後というふうに、かちっとはまらないわけなんですけれども、議会陳情あり、議決あり、特別委員会をつくり、リアン文京なども視察に行った上で、やはりそうした必要だということの中で、ここに結実するということからすると、グループ

ホームではあるけれども、一定程度、何でしたかな、障害者年金で暮らせるような価格帯ということを検討するという答弁を頂いたと思うんですけど、そこら辺のところ、見えてきた部分があれば教えてください。まだでしたら、これから。

○榊原障害者福祉課長 グループホームの家賃ということで理解いたしました。こちらですね、現在、土地の賃料等々を含めて精査中でございますけれども、それを踏まえた上で賃料のほうは事業者のほうが決めていくということになるかと思います。

一方で、区のほうでも要綱を持っています、その賃料を助成する要綱などがございしますので、そちらを適用して、可能な限り負担を下げていくということで検討してございます。

○小枝委員 非常に重要な論点だろうというふうに思います。つまり、区がもらう賃料のことと、それから、こちらの、何ていうんですかね、保護者であったり、親が亡くなったら、本人しかいないわけですから、それが当初、青森であったりとか、長野であったりとか遠隔の、もう本当に離れた施設に行かざるを得ないという状況を変えようということで、東京全体で親亡き後の施設がどんどんできていく。その一番端、何ていうか、象徴的な形でできたのはリアン文京だったと思うんです。

で、文京さんは、非常にそこら辺のところは、重度であっても住み続けられるということ。で、千代田区はそこまではいかなかったわけですが、ここで結実するということからすると、以前、令和6年10月11日の予算・決算の議事録を見ていただけると分かるんですけども、5万5,000円。食費、光熱水費、おむつ代、被服全て入って、リアン文京は5万5,000円。で、それに、何ていうか、一定程度参考にしながら、努力していくということを答弁を頂いております。

で、千代田区には、ほかにみさきホームであったりとか、あ、いや、これ、なくなっちゃったのかな。若干、不安定なところがあって、小規模にちょこちょこっとグループホーム、頑張ってきたんですけども、親亡き後が見えてこない、できないという。隣の区境を挟んで文京にも、新宿にも、たしか中央に――他区にはあるのに、千代田区だけがほとんどなかったというところで、一つ出来上がってくることなので、ぜひ、この価格帯については、頑張ってください。それが1点と、あと、土地の賃料なんですけれども、これ、まちづくり系は、一つの理念を持って、無償にしているということもあるので、この、まあ750万円で提示と書いてありますけれども、福祉施設の理念を実現するためには、そこは、かなり弾力的に踏み込むべきではないかなと。当然、横の財政部局との連携、連絡が当然必要になってくると思いますけれども、やはり、このところは1割負担、土地の1割負担というのは非常に重いので、そのところを利用者が負担軽減になるように運営できないかということが2点。

それから、具体的には、何歳から入れて、何室、何人入れるんですかというところ。うん。伺っておきたい。3点、ちょっとまとめて聞きましたけども、よろしくお願いします。

○榊原障害者福祉課長 まず1点目のご質問ですけども、まずリアン文京さん5万5,000円というお話ございました。今、現在、区のほうでも賃料のほうを含めて精査しております、この後、事業者のほうで家賃のほう、決まってくるところかと思いますが、委員ご指摘のとおり、やはり障害年金等々で暮らしていく、いかれるというところも踏まえまして、様々検討して、なるべくご負担が軽くなるようにしてまいりたいというふうに

考えてございます。

2点目の福祉施設の1割減のところでございますけれども、すみません、そこは区要綱で定まって——大変失礼しました、9割減のところですね、区要綱で定まっていますところもございますので、この9割減ということでさせていただく予定でございます。

3点目、何歳から入ってというところでございますけれども、こちら、年齢のほうは、基本的には18歳からというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小枝委員 何室……

○池田委員長 部屋の数とかが、もし分ければ。

○榊原障害者福祉課長 大変失礼しました。部屋数は、各フロア10床ずつでございます。フロア、男性と女性で分けておりまして10床ずつ、で、その中にショートステイのほうも含めて、合計で10床ずつ、計20床ということで予定してございます。

以上です。

○小枝委員 3障害、これ、たしか精神、身体、身障、それで対象ということだったと思います。が、答弁の中で、一つそうかなというふうに思ったのは、もちろん、この縦セクションの中だけで結論は出せないことは重々分かっておりますけれども、まちづくりのほうでは無償貸付けということ。

で、要綱というのは、神様が与えたものでもなく、民主主義の中で定めていくものですから、行政組織としてしっかり横連なりで議論をされた上で、どうしても年間、負担をもらうべきもの——してもらわなきゃいけないものなのか。東京都との協議とおっしゃいましたけれども、それだけで本当に利用者負担の軽減が図れるのかとかですね。

やっぱり、初めての第一歩の施設になりますから、で、ここに相談機能も入れるんですよ、たしか。うんうん。という意味では、かたくなにならず、ちょっと深呼吸、肩の力を抜いて、横のセクションと、ぜひ福祉の心、それこそ愛情を持って、交渉したり、議論したりということをされた上で、結果がどうなるかというのは、もう、またご報告いただければ結構ですので、ご検討いただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○岡福祉総務課長 今回の減免ですね。区の内規というのが、事業実施要綱に基づいて定まっています。それが平成28年、10年前からこの形で、9割減免という形にさせていただいております。考え方、まさにその福祉の心、あるいは福祉的なサービスの利用を求める方々が多いといったところに対して、そういったサービスというのを適正に運用できる環境というのをしっかり整えることというのは、区民福祉の向上にとって非常に大事だと、こういったことで、こういった9割というのを、都の協議とも基づいて定めていると、そういったところでございますけれども。

今回、その福祉施設ですね、先ほど高齢介護課長の答弁のほうでもありましたけれども、各施設、千代田区内にある各施設ですね、いきいきプラザであったりとか岩本町ほほえみプラザであったりとか。そういった福祉施設の賃料を勘案して、年額750万円を提示をさせていただいているといったところ込みで、で、今回その要綱に基づいて、現在、10年前にできた、これに基づいて9割減免という形で行っておりますけれども、まさに福祉の心を持って取組を進めていくというのが、持続的なサービス運営ですね。事業者も一定の負担、今回強いておりますけれども、そういったものを踏まえて、なお、運営できるよ

うな土台がしっかり整っているところというのも一つ、重要な要素なのかなというふうにも思っております。

全てを全く否定するということではなくて、今回頂いたご意見でもございますので、ないし、今、情勢、なかなか難しいといったところもございますので、そういったもろもろを勘案しながら、適切な、要綱の在り方であったりとか賃料の在り方であったりとか、そういったことを検討してまいりたいと、そういったふうに思います。

○小枝委員 いや、玉虫色の答弁をありがとうございます。福祉の心を持ってということなんですけれども、どうしても、まあエリマネにはゼロなんです。負担ゼロ。で、福祉が、やっぱり私は、交渉力が低い、立場が低いというふうに見えてならないんですね。強く福祉の心を持って主張していけば、一つの在り方としての大きな俯瞰して見たときのバランスとして、1割負担がいいことだというふうにはならないだろうというふうに思うんです。そこは、とにかく検討の余地がある。

全体を見た、区政全体を見たときに、まちづくり、エリマネは負担はゼロでいいのに、福祉については、ただはよくない、1割は払ってもらいますというような考え方が、10年前にですかね、28年だから、もう十何年前に決めたからといって、変わらぬものだというふうに考えては、福祉の地位は上がらないというふうに思うので、ぜひ、胸を張って、交渉の一步を進めていただきたいということは一応お願い申し上げて、もう私の質問は終わります。

○石綿保健福祉部長 るるご意見を頂戴したところでございます。委員のご指摘に関しましては、私どもも重く受け止めなければいけないかなというところは感じてございます。一方で、他の既に発信をしている福祉施設との均衡といったような実態もありますので、ご指摘にもありましたけれども、私ども保健福祉部のみで決定ができる内容ではないということもありますので、そこは全庁のところで、こういうご意見も頂いているというところで、お話をまたさせていただきたいな、一度ご意見は受け止めさせていただきながら、どこまでできるかというのはお約束できないところもございますけれども、こういうご意見もあるというところで、また話をしていきたいなと。で、賃料が最終的には、いずれの形で決まれば、またご報告をさせていただければというふうに思っております。

○池田委員長 はい。しっかり受け止めていただきたいと思います。

牛尾委員。

○牛尾委員 まあね、先ほど賃料の話がありましたけれども、ここは同じ建物を、建物全体は指定管理者が管理をします。ただ、高齢者施設、障害者施設それぞれ運営の事業者がいるということで、何ていうか、その法人と指定管理者との、何ていうんですかね、関係というのがどうなっていくのかと。何かトラブルがあった場合に、その指定管理者のほうに言えば、しっかり対応してくれるのかとか。そういった指定管理者と運営法人との関係、しっかり横のつながりとか対話とか、できているのかどうか、そこはどうなんですかね。

○岡福祉総務課長 条例所管課としてご答弁を、まず、させていただきます。

今回、条例のほうでも、かがやきプラザを参考にしまして、指定管理者が併設する高齢者施設と障害者施設と連携をします、こういった旨、定めております。基本的には、施設全体の運営管理、所管するのが指定管理者ですので、もし上層階でトラブルが発生したときに、そこに対する対応が必要となった場合には、指定管理者全体を運営管理する立場か

ら指揮を執って対応に当たると、こういったことが一つの考え方なのかなと。ただ、それを形にするには、ちょっとこれから、具体的に詰めていく部分もありますので、一つの考え方は、先ほど申し上げたところでございます。

○牛尾委員 うん。なるほど。はい。

○池田委員長 はい。白川委員。

○白川委員 地図を作っていて、ありがとうございました。バリアフリーのアクセスの具合というのが気になったもので、所管がまたがるので、ちょっと無理やり作っていただいたので、参考意見だけ頂ければと思います。

で、一つ気になっていたのは、バリアフリーが使える駅として神保町と小川町の駅2か所、A9というのはロイヤルホストのところ、横ですかね。はい。で、小川町のA6というのは、郵便局の辺りだったと思いますが。

実際にちょっと歩いてみたんですけども、A9からというのが、割と、その、えーと、何だこれ、白山通りのアクセスから新規の警察通りなどでは、行きやすそうだなというふうには思いました。で、小川町のほうも、実際に歩くと、割とバリアフリーができていかなというふうに思いましたが、気になっているのは、美土代町の交差点の辺りですね。実際にこの電車で、車椅子の方がいらっしゃったものでお話を伺いました。で、全く問題ないと。今の状態でも動けるけど、自分は土日しか使っていないので、平日は無理だよなみたいなことをおっしゃっていました。

で、気になっているのは、やっぱり、ここ、伐採が遅れていて、工事が遅れていますね。で、結局、点と点が成立していても、ここのアクセス、線として成立しないと、これ、バリアフリーが完成しないもので、その辺りというのは気をつけていただけそうかというのを一つ伺います。

何でこんなことを言うかということ、施設を造るからには、こういうふうなルートで来てくださいねということを提示しなければいけないわけですが、施設として。こういうふうなルートで車椅子の方は使えますよと。そのときに、推奨ルートとして、やっぱり、この小川町のA6と、神保町のA9のところから、こうやって行きますよみたいな推奨ルートってやっぱり必要なと思ったもので、もしお考えがあれば教えてください。

○小目高齢介護課長 こちらの道路の所管が環境まちづくり部ということで、そちらと適宜情報を共有しながら進捗を管理しているところではございます。白川委員おっしゃられたとおり、こちらが施設の竣工までに、最寄り駅からたどり着けるルートが、点と点ではなくて、線にちゃんとつながるようなというような視点は、福祉所管としても重要な視点であるというふうに認識してございます。

道路の所管の部署からも、この施設の竣工までには、その施設の周辺だけでも、できる限りバリアフリー化に向けた工事は進捗させたいというところは伺ってございますので、今頂いた意見も、環境まちづくりのほうと共有して、進捗を見守っていきたいというふうに考えてございます。

○池田委員長 当初から、ここの福祉施設、総合施設は、道路の整備と連動しないで、しっかり進めるというところでお約束いただいていたから、今こうやって進んでいるというところは認識をしていますから、そこはどうしても、やはり時間軸としては、道路整備のほうが遅れてしまうというところは、まあ、もうやむを得ないのかもしれないけれども、

そこは最終的に整備ができるというところは、もう、もちろん、皆さんご存じというか、承知をしているところなので、まずは、この施設、福祉施設、障害者施設をしっかりと、今後また予定どおり進めていただけるというところを、もう一回確認をさせていただきたいんだけど、いかがでしょう。

○石綿保健福祉部長 まさに、今、委員長お話しいただいたとおりでございますけれども、課長がご答弁をいたしましたとおり、工事所管部署に関しましては、今頂いたようなご意見、お伝えをさせていただくとともに、私どもは私どもでしっかりやらなければいけないことというのは、まず、施設の竣工、それから、できるだけ早い運営開始というところがありますので、ここは我々の所管として責任を持ってしっかり取り組んでまいると。あわせて、繰り返しになりますけども、その周辺環境につきましても、そこは所管部署と情報を共有しながら、しっかりと確認をしていくということは努めてまいりたいと思います。

○白川委員 再確認。

○池田委員長 はい。白川委員。

○白川委員 再確認だけです。当然、その推奨ルートというのは、施設ができたときに、提示するんですね。

○小目高齢介護課長 はい。他の施設も最寄り駅というのを提示してございますので、こちらの錦町の施設につきましても、推奨ルートというものを提示したいというふうに考えてございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○えごし副委員長 すみません、1点だけ、ちょっと確認で。条例の第8条と9条に、利用の不承認というところの条件があります。会議室を利用するとき、管理上必要があると認められるときは、指定管理者が利用の不承認、利用の承認に関して条件をつけることができるという条例がありますけれども。その条件について、以降にこういう条件でというのも書かれてありますが、この条件については、例えば区の承認が必要というか、区もしっかりとそこは確認していくのかというところ。利用時間とか利用料金についてはしっかり区が、区長の承認を受けなければならないということがあるんですけども、この利用に関していうところは区もしっかり確認していくのか、そこだけ、ちょっと確認をお願いします。

○岡福祉総務課長 8条の1項のほうに、利用する者とは、あらかじめ指定管理者に申請し利用承認を受けなければならないと。指定管理者の事業でもありますので、実際にその会議室の利用云々を決めるのは、指定管理が行うものではありますけれども、やはり9条でこうやって列記している内容、それ、解釈はまちまちですので、必要な場合にも、区とも相談があると思います。それも受けながら、指定管理のほうで判断していただくと、そういうところの対応になろうかというふうに思います。

○えごし副委員長 基本的には大丈夫だとは思いますが、管理上の支障があるときとかというのが結構曖昧であたりもするので、そういう場合に、例えば利用者の方が、何で使えないんだとか、そういう、何ていうんですかね、相談とか、意見があることも多分あると思いますので、そういう点は、ちょっとしっかりと区としても、何ていうか、把握をして、そのの掌握というか、そこも、しっかり行っていただきたいと思いますので、

お願いします。

○岡福祉総務課長 やはり福祉の施設ということで、地域の様々な方が集まれる施設でございますので、しっかりとセキュリティといいますか、適正な利用が担保されるように、しっかり指定管理者とも話し合いをしながら、運営、考えてまいりたいというふうに思います。ご指摘ありがとうございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

討論は省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第38号、千代田区立神田錦町福祉施設条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 賛成全員です。よって、議案第38号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第38号の審査を終了し、日程1、議案審査を終わります。

教育長退席のため、暫時休憩いたします。教育長、ありがとうございました。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○池田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。子ども部1、四番町保育園における開園時間の変更について、理事者からの説明を求めます。

○大松子ども支援課長 では、教育委員会資料1に基づきまして、四番町保育園における開園時間の変更についてご報告いたします。

資料項番1の趣旨にございますように、四番町保育園の19時15分から20時15分の延長保育のニーズが減少しておりまして、現在定期の利用者は0人である一方で、保育園の業務は増加しております。このような状況の中、保育園の環境見直しをするため、四番町保育園の開園時間の変更を行うものでございます。

項番2の変更内容でございますが、具体的には、四番町保育園以外の公立保育園は、開園時間7時30分から19時30分であるところ、四番町保育園のみ7時15分から20時15分までと、ほかの園に比べて延長保育を1時間近く長く実施しております。これを開園時間を他の公立保育園と同じように変更するものでございます。

3の現状につきましては、冒頭申し上げましたとおり、四番町保育園の20時15分までの延長保育については、需要が年々減少しており、現時点では定期利用している保護者は0人でございます。この需要の減少につきましては、全部ではございませんが、四番町

保育園のみの延長が始まった当時は、近隣に郵政宿舎などがございまして、需要が多くございましたが、今はその需要がない状況でございます。例えば、九段南の麴町郵政宿舎や、九段北の九段北郵政宿舎は、いずれも令和5年頃に廃止になったと聞いております。

最後に、項番4のとおり、変更の実施は令和9年4月1日から、来年度からを予定しております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 細かい話ですけれども、閉園時間によって、恐らく夕食の提供があったと思うんですけれども、今、現状は、利用者はいらっしゃるんですか。

○大松子ども支援課長 今は、夕食の給食の提供というのはしておりませんで、おやつのみでございます。おやつの方も、利用人数は月に2世帯ぐらいというふうに、ちょっと聞いております。

○西岡委員 うん。分かりました。

○池田委員長 はい。利用者は、（発言する者あり）いないってことですよね、夕食のね。

○大松子ども支援課長 失礼しました。夕食の提供、利用者はございません。

○西岡委員 はい。

○池田委員長 はい。おのでら委員。

○おのでら委員 確認ですけれども、開園時間は13時間で、ほかの公立園が12時間だったと思うんですが、この1時間延ばしたというのは、郵政宿舎のニーズというのを酌んで13時間にされていたということなんでしょうか。

○大松子ども支援課長 はい。ご指摘のとおりでございます。

○おのでら委員 今回、7時15分から開園していたところを7時半に変えられるということで、この15分について特に問題ないんですかね。早朝に関するニーズについては、特にこの中で触れられていなかったのも、この辺りは問題ないのかどうか確認させてください。

○大松子ども支援課長 委員のご指摘ございました早朝のニーズでございますが、7時15分からの申込みは、この3か月で延べで10件ほどありますが、実質の世帯では2世帯ほどございますが、実際7時15分に登園していた世帯というのは0でございます。

○池田委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 私もね、四番町だけ何でと思ったけど、郵政宿舎があったという背景については分かりました。で、これ、定期利用はゼロと言いますけど、例えば、突然、遅くまで預かってほしいみたいなこともよくあるじゃないですか。その辺は、ないんですか、全く。

○大松子ども支援課長 定期ではない、スポットのことをご指摘だと思いますが、これもこの3か月で延べで11件ぐらいでございまして、実際の利用家庭は5世帯ほどでございますが、これも20時を過ぎてお迎えに来るところはゼロでございます。

○牛尾委員 うん。分かりました。

○池田委員長 はい。

白川委員。

○白川委員 人数のせいで短くするというのは、私は理が通っているので別に問題ないと

思うんですが、ちょっと、一つ疑問なのは、変更内容の、えーと、何だっけ、3の現状のところですが、19時15分から20時15分までの2時間延長という。これ、何で2時間延長なんですかね、言い方として。

○大松子ども支援課長 通常の保育は18時15分で終わりますので、そこから2時間ということで20時15分でございます。

○池田委員長 はい。
ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 よければ。はい。それでは、（1）四番町保育園における開園時間の変更についての質疑を終了いたします。

続いて、次に（2）新システム「はぐくみ千代田」について、理事者からの説明を求めます。

○千野児童・家庭支援センター所長 失礼します。それでは、教育委員会資料2に基づきまして、新システム「はぐくみ千代田」についてご説明を申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

初めに、項番1、当事業の目的についてでございます。当システムは、発達に課題のある子どもの早期把握・早期支援のために、これまで各所管課で個別に管理されていた各種シートを一元管理することで、関係機関の情報連携を強化すること、保護者の負担軽減を目的としております。

次に、項番2、事業概要でございます。文章の下に、当事業のイメージ図をつけてございますが、こちらをご覧ください。

まず左側、関係機関からの情報、こちらをシステム登録し、情報連携を迅速化する。加えて、右側、保護者からは、情報閲覧とともに他機関との情報連携に関する同意手続、こちらを軽減できるというものになってございます。

次に、項番3、対象者についてでございます。こちらは、0から18歳までになってございます。

次に、項番4、システムリリース日でございます。システムは、現在、過去の情報などの入力に関係機関で準備を進めておりまして、8月26日の保護者閲覧開始を目指しております。ネットワークやシステム等の作業により若干前後する可能性もございますが、今、目指しているところは、こちらの日程でございます。

次に、項番5、スケジュールでございます。本システムは、令和7年度に大枠のシステムを構築後、令和8年度、今年度ですね、と来年度、令和9年度に、機能拡張を予定してございます。令和8年度の機能拡張では、保護者のシステムアクセス、同意機能の追加を行います。また、令和9年度の機能拡張では、保健所との情報連携、AIによる面談記録の作成のサポートなどを予定してございます。

最後に、項番6、アクセス方法についてでございます。保護者は、ポータルサイトを通じて、マイナンバーカードを利用した公的個人認証を行って、システムへアクセスいたします。区側は、関係機関の全庁LANPC、もしくは校務PCからアクセスします。こういった形でセキュリティを担保してまいります。

説明は以上になります。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 ペーパーレス化に向けてと、私はもう数年前からお願いをしてきて、本当にご尽力お疲れさまでした。切れ目のない支援につながられて、また書類作成の負担も軽減できるということで、便利になる一方ではあるんですけども、これをつなげてほしくないというお声も実はあって、一元管理に抵抗感があるという保護者もいらっしゃるというふうにお聞きしているんですね。で、未就学児から、特に就学児に上がる際に情報連携をしてほしくないというような保護者の方も一部いらっしゃるというところなんですけど、その辺はどういうふうにご要望に応じていくのか、教えていただけますか。

○千野児童・家庭支援センター所長 今、ご指摘のとおり、やはり親御様によっては、そういったニーズもあるのも十分承知しております。なので、それぞれのシートを情報共有化するかしらないかというのは、それぞれ同意しますので、もし同意がなければ情報共有されることはない、ということになっております。

○西岡委員 すごく丁寧で安心しました。やはりニーズに応えていただくというのが一番なので。

また、いつまで、これは情報保存されていくのかということのも気になるんですが、そこらはどういうふうにお考えですか。

○千野児童・家庭支援センター所長 現在、明確にいつを過ぎたらこの情報がなくなるといふところ、今、定まっていなくてあるんですが、ただ、このそもそも情報を見れるというふうなのが、限られたアカウントを付与した人間、かつ限られた所属の人間というふうなことでありますし、当然、保護者の側から全ての情報が、いろいろな方のもが見えるというわけでもございませんので、こちらについては、一定の期間を過ぎたら情報というふうなのは、基本的にはどんどんクリーンにしていかなないと、いっぱいになってしまいますので、ただ、現状、何年保存というところが明確に定めているものではございません。

○西岡委員 分かりました。これは、特に「はぐくみ千代田」というプランに限らずですけども、やはりポータルサイトの情報の保存がいつまでというのは、ちょっとDXのほうとも、容量もあるんでしょうから、いろいろとしっかり情報共有して、検討していただかないかというふうに思います。やはり、長年ずっと保存されるというのも、ちょっと懸念材料でもありますので、便利になる一方で、やはりその辺は、しっかりDXと相談していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○千野児童・家庭支援センター所長 すみません。ちょっと私の説明が不足してた部分もあります。それぞれのシートに関しては、当然、今も紙の保存年限というのがございますので、それに沿って、基本的には保存年限が過ぎるものについては削除していくというふうなものになります。ちょっと、そのそれぞれの年数について、今、即答はできないんですが、ただ、それを、どの作業をどういったタイミングでシステム上行うかというふうなところに関して、今、定めがないというふうなところにはなります。そこについては…

○西岡委員 一定期間ということですか。

○千野児童・家庭支援センター所長 はい、そうです。で、そこについては、今後、システムを開発しているベンダーですとか、あとは我々内部のところでしっかりと協議しながら

ら、全庁的なルールに基づいて、しっかり実施してまいりたいと思っております。

○西岡委員 はい。よろしくお願いします。

○池田委員長 はい。

ふかみ委員。

○ふかみ委員 とっても細かいことになってしまうかもしれないんですけども、かねてより私自身が何らかの軸で評価したときに、平均点ではないという能力に対する社会の寛容性に関して、すごく気になっているところで、特に、日本は自己肯定感とか不安を感じやすいところだなと思っていますし、世界的にもWHOであるとか国連というところが、子どもの心理的健康を重要視しているところだと思っているんですが。

ここ、こちらのところで、システムでは使わないと思っているんですけども、発達に課題がある子どもであるとか、こういった表現ですよ。私たち職場でも、エクセルのこの作業ができませんねということは言えても、あなたはエクセルができませんねという表現は、能力のラベリングに当たるとして表現を控えるようにという注意項目が出る状況の中で、こういった能力に課題があるという表現に関して、私は、全体的に注意——注意というか、環境調整が必要であるとか支援が必要であるという言い方に変えていくほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、この点について、まあシステムの中で使うとは思わないですけども、こういった資料も含めて配慮というのがあっていいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○千野児童・家庭支援センター所長 ありがとうございます。今頂きましたご意見、確かに大事な観点かなというふうに思っています。それぞれ、今出していく資料のどこの部分をどう直すというふうなところを、今、ご説明するというものではなく、また、実はこのシステムも、当初は違った名前でやっておりました。「こどもカルテシステム」というふうな名前で構築していたんですが、そのカルテというふうなところが、若干、後ろ向きな印象を与えるのではないかなというふうな、これは外部委員の方からのご指摘も踏まえて、もう少し親しみやすいような名称に変更したという経緯もございます。全体的に極めてこれは、丁寧にしっかりと対応していかなければ、説明していかなければいけないような案件だと思っておりますので、しっかり気をつけてやっていきたいと思っております。

○池田委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（２）新システム「はぐくみ千代田」についての質疑を終了いたします。

次に、（３）番町小学校・幼稚園施設整備に向けた基本構想策定について、理事者からの説明を求めます。

○高島子ども施設課長 それでは、教育委員会資料３に基づきまして、番町小学校・幼稚園施設整備に向けた基本構想策定についてご説明いたします。

まず、項番１、趣旨でございます。番町小学校・番町幼稚園の校舎・園舎につきましては、建設から築５０年以上が経過しておりまして、改築を前提とした更新の時期を迎えております。

施設更新に当たりましては、これからの教育ニーズ等を踏まえまして、より一層の教育環境の充実と、また地域に根差した施設整備の実現に向けまして、学校関係者等との整備

に向けた検討会を、今年度新たに設置して検討を進めてまいりたいと考えているところです。

関係者の方との意見交換を踏まえまして、施設整備の方針となる整備の基本構想を策定してまいります。

既存施設の現状につきましては、記載の表にあるとおりでございます。

続きまして、項番2、基本構想の検討体制についてです。検討会の構成につきましては、記載の皆様を想定しております。学校・園関係者、それから地域の関係者、そして教育施設の整備に精通しました学識経験者の方にご参加いただく予定です。

検討会の内容につきましては、大きく二つございます。まず一つ目は、新しい施設について、施設の大まかな配置や規模、機能、コンセプトと、整備に当たっての前提条件や方向性となるものを議論する予定です。

もう一つにつきましては、工事中の代替施設について、工事中の学校・幼稚園の校舎・園舎をどうするかにつきまして、ご意見を賜りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

検討状況につきましては、適宜、区のホームページ等で公表するほか、進捗状況に合わせて、保護者、地域の皆様にも情報周知を図ってまいりたいと考えております。

2ページ目に移りまして、最後、今後のスケジュールです。今年度は第1回の検討会を夏頃に予定しております、全体で3回程度、やる予定です。実施する予定です。で、今年度の検討内容を踏まえまして、来年度、基本構想の策定に進んでまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○小枝委員 やっとスタートされるということで、和泉のほうも見通しが立ちつつあるからということかなというふうに思うんですけど。大体の、今、重点計画がないので、スケジュール的なめど、どのぐらいの、変わっても構わないので、期間で、構想何年、設計何年、建築何年みたいなところが、把握があれば教えてください。

○高島子ども施設課長 まだお示ししているものはないんですが、現状、これまでのほかの施設の整備の実績からいきますと、基本構想、基本計画で2年ないし長い場合は3年ぐらいかかる予定です。設計も、大体、基本設計、実施設計で2年程度、それから工事が、お茶の水小の事例でいきますと、解体が1年弱で、新築の部分が3年半程度かかりましたので、年度で言うと、工事自体が5か年度にかかる予定ということで、大体10年ぐらい先になるのかなというところでございます。

○小枝委員 くらくらしますが、現実是这样いことなんですね。で、その場合、何ていうんですかね、ある意味、段取りよくというか、民意を把握していくという意味では、いろんな基本、今までの経験、教材があると思うので、手戻りを少なくするためには、早いうちに情報提供、早いうちに情報収集、そういった大方の地域情報を把握した中で、ベストな選択ということになってくると思うので、その辺の、何でしょう、ところがうまくいけば、10年じゃなくて、和泉も、何か一回いろいろ、後で手戻りがあったというようなことも聞いているので、土地のない千代田区で難しいことはいっぱいあるのは承知しておりますが、例えば、エリアにニュースを配布していくであるとか、常に傍聴可であるとか、

何かいい、開かれた、早めに、柔らかいうちに、いろんな方向性の取捨選択ができるような考え方が何か、アイデアがありますか。

○高島子ども施設課長 これまでの施設整備、和泉小が直近ではございますが、そういうところで地域の方のご意見を頂きながら、基本設計を固めていくというところが参考になるのかなとは、今、考えているところです。重要なのは、やっぱり設計段階に入って手戻りが出てしまうというのは、やっぱり、大きな損失というか、時期的にも費用的にも大きな損失になってしまいますので、その前の段階で、できる限りの、可能な限りのご意見を頂きまして、設計の与条件を固めていきたいというふうに考えているところでございます。

○池田委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 いよいよ番町も始まっていくということなんですけれども、ここの一番の課題は、やっぱり仮、改築する際の仮の校舎がどうなっていくのかということが、一番問題だと思うんですね。旧九段中を使うのか、それとも仮校舎をどこかに建てるのか、その辺の見通し、まあ、もちろん協議会、検討会の中で話し合われると思うんですけど、そこについては、区としてはどのような方向で考えていらっしゃるんですか。

○高島子ども施設課長 工事中の仮施設につきましては、まさにこれから、ちょっと検討するということでございます。で、これまでどおり旧九段中の活用だとか、あと敷地の中でできないのかとか、いろんなパターンを比較・検討しまして、一番は、やっぱり子どもたちの負担にならないやり方はどうなのか、あと費用の面等もでございます。あと、工事の期間が延びてしまうとかいった、総合的に判断してまいりたいと、今、考えているところでございます。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 お茶小のとき、非常に、もうもめたり、揺らいだわけですけど、九段中とお茶小との距離感というのと、参考になんですけど、現在の番町小学校と、九段もしくは現在——あ、でも九段は居場所ですもんね。ふんふん。あと、（発言する者あり）暫定か、あ、そうかそうか、その距離感。それからもう一つ、旧永田との距離感。この距離感を、一応、資料としてですね。資料というか数字として試算して、いつでも言えるようにやってみていただけますか。これ今、基本、構想ですよ、これからね。基本構想、基本計画のうちに、そうしたことを固めるということは非常に重要なので、いろんな想定を洗い出しておくということは極めて重要なので、そこは、今日は、そういうことも、数字が欲しいですよということだけ伝えさせていただきます。

○高島子ども施設課長 貴重なご意見、どうもありがとうございます。仮施設までの距離、もちろん朝早くなってしまうだとかというところが、お茶の水小のときにもございましたので、この辺は全体、千代田区全体を見まして整理しまして、基本構想の中で検討してまいりたいと思います。

○小枝委員 こちらも分かるようにしてもらえたら。

○池田委員長 今、小枝委員から言われたように、旧九段中学までの距離と旧永田町小学校の距離、番町小学校から通学がどこまで可能なのかということも、ある程度は把握をされてはいかがですかということなんですけども、そこは……

○小枝委員 あと、お茶と九段の距離。というのは参考になるから。

○池田委員長 あ、まあ、お茶の水小学校が仮校舎として使っていたときの距離感という

のとを比較できるようにということで、今日じゃなくていいので、（発言する者あり）把握しておいてください。よろしいですか。

○高島子ども施設課長 資料を整理いたしまして、またご報告させていただきます。お茶の水小より番町小学校のほうが、より遠いというのは……

○池田委員長 そうですね。はい。

○高島子ども施設課長 はい。数字として、すみません、持ち合わせていないんですが、そこは整理して、また改めてご報告……

○池田委員長 はい。徒歩では通学できない距離感というのは、誰もがきっと分かっていますから、はい、そこの辺りも含めて、所管では把握しておいてください。

○高島子ども施設課長 はい。

○池田委員長 はい。

西岡委員。

○西岡委員 ずっと言われ続けてきたことで、ようやく動き出したなという気はしますが、それでも、現実問題で、やはり、今聞いた10年間というところで、1年生から6年生、でも卒業してしまうというところで、結局は代替施設で卒業ということになるんでしょうけれども。これ、やはり、そういう、要は仮校舎ではなくて、例えば周辺の麴町小ですとか、九段小学校に通学したいというお子さんに関しては、どういうふうに対応していただけるんですか。

○池田委員長 学務がないのか。はい。どうでしょうか。ちょっと、学区域が変わるけどということで。

教育担当部長。

○西岡委員 代替施設で通いたくないという子もいるから。

○中田教育担当部長 まあ、学区域が変わるというところもありますけれども、ちょっと皆様のご意見も伺いながら、検討はしていきたいなというふうには思っております。

○池田委員長 十分通える距離感に、ほかの区立学校がありますからね。そのところは対応が柔軟にできれば。

はい。西岡委員。

○西岡委員 ただ、そうすると、やはり今、教室が麴町小も不足している中で、どういうふうプランを立てていくのか、どういうフローで考えていらっしゃるのかなと思って、そこも懸念なんですけれども。

○中田教育担当部長 そうですね。様々な課題もあると思いますので、少し、今後の対応、先ほどの代替地などもありましたけれども、踏まえて、全体的に検討はしていきたいと思えます。

○西岡委員 もう既に教室が、もう使えていないので、例えば出張所を充てているとか、和室を潰してほかのビルに充てているとか。もう前々から言われている中で、どういうふうに具体的に考えていらっしゃるのか。そこも検討とは思いますが、今、現状でも本当にいっぱいいっぱいなんですよね。しかも、ランチルームを潰すとか、また、今いるお子さんたちから、ある意味不安、不満が出ないようなやり方で、ちょっと工夫していかないといけないと思うんですけれども。代替施設に通いたくないというお子さんが想定でどのぐらいいるのかというのも分からないですが、想像として、やはり周辺の九段、麴町

小に通いたいというお声は恐らく出てくると思うんですが、どういうふうにお考えですか。

○中田教育担当部長 実際、先ほど大まかなスケジュールを申し上げましたけれども、多分、工事に入るのが5年後ぐらいになると思いますので、今の人口などを少し見ながら、こういった方策がよいのかというのを検討させていただきたいというふうに思います。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 そのときの経験上感じたことなんですけども、どうしても、そんなネガティブなことばかりではないというふうには思っている。行った先のよさもすごくあるし、環境のよさもあるんですけど。ただ、一方で、コロナのせいもあったと思うんですけど、例えばプールに、間借りしているところのプールが入れない状況であったりとか、本当にせっかく水泳の道具を買っても、それを使えるチャンスすらないというんで、みんな必死でほかのスポーツセンターへ行っていたりとか。

そういうところを逆に、逆で、移転中でご苦労をかけるから、ここはご苦労いただく分だけプラス何かをいたしますというメニューも、やっぱり考えていってあげないと、ちょっと子どもたちにかわいそう。かわいそうというか、いいこともあるんだけど、確かによくない具体的なこともある。でも、それが始まってからだと、もう議論の段階で、なかなか受け入れてもらえないこともあったりするのも事実だと思うので、ちょっとその辺のところは、前の経験をいろいろ参考にしながら、いや、選びたくなる、米百俵じゃないけど、将来のために新しい学校ができることに対しても、地域が受け入れ、そして選びたくなるその仮校舎みたいなものであったら、どういうものなのかということも、自治体経営上、考えていく作戦、必要なんじゃないかなというふうに経験上思ったので、ご検討いただければと思います。

○高島子ども施設課長 ご意見ありがとうございます。まさに仮施設に伴って教育環境、教育の質の低下を招くということはあってはならないことだと考えております。

一方で、既存の施設を使うなり、何か仮施設を建てるということであったとしても、行った先で、おっしゃるように、そこに行く、メリットではないですけど、プラスアルファの要素というのは、もちろん旧施設を使うにしても、改修は伴うことにはなろうかと思っておりますので、そこは今後の構想なり、設計の中で考えていきたいと思っております。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 ちょっと、さっき途中だったので。

今の既存の学校の校舎内で、いろいろとまだ既に課題があって、もちろん建て替えはもう賛成なんですけれども、今、例えばお子さんの声で、体育館にバスケットゴールがないと。外に、校庭にあるからいいじゃないかというお声もあるらしいんですけども。要は、今のお子さんが既存で通われているお子さんに対しての希望を、妥協させるようなことがないように。どうせ数年後建て替えなんだからということではなくて、妥協しないような、しっかり要望にも応えていただきたいと思いますし、何よりも、やはり子どもたちが快適に過ごせるように成長を育む場所なので、そこら、そういうお子さんの声をすくい上げていただきたいと思いますと思うんですけども、その辺についてもいかがでしょう。

○高島子ども施設課長 子どもたちに意見ということも、これから聞くことを考えております。で、それにつきましては、やっぱり今在校しているお子様たちは、その新施設を使えるようなときにはいらっしやらないと思いますので、仮施設でどういうふうに過ごした

いかというところも併せて、意見聴取はしていきたいと考えております。（発言する者あり）

○池田委員長 今の、現状の校舎、施設に関して……

○西岡委員 あのね、どうせ数年後、建て替えちゃうからじゃなくて、今いる既存のお子さんたちへの要望を妥協させないでねという。

○池田委員長 子ども施設課長。

○高島子ども施設課長 現状の校舎の不満というか、はい、要望につきましても、併せてお聞きしまして、建て替えが迫っていますので、できることできないこと等がありますけれども、そのニーズはきちんと把握して、対応できるものは……

○池田委員長 十分対応してあげてください。

○西岡委員 ありがとうございます。

○池田委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 区立小ね、区立小学校の建て替えなんで、例えば仮の、園舎とか、校舎とかを絶対に区の施設じゃないと駄目だというふうな考え方ではなく、例えば、運動場に校舎を造った場合、じゃあ、運動場はなくなるから、やっぱり近くの、例えば中学校、遊び場に使っていますよね。そうしたところを利用するとか。まあね、雙葉がどれぐらいいるかわかりませんが、そうした近隣の学校の協力も得るというようなことも、もちろん民間ビルでもいいんですけど、そうした視点も持って、もう区の施設だけでやっていこうという、なかなか矛盾も出てくると思うんで、そこは柔軟な考え方でやっていただきたいと思いますが、いかがですかね。

○高島子ども施設課長 仮施設の移転に工事中の教育環境ということで、限られた区の資産の中で賄えない部分がありましたら、ちょっと近隣のご協力いただけたところも検討材料の一つとして考えていき、全体で工事中も教育環境の低下を招かないようにやっていきたいと考えております。

○池田委員長 はい。はい、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（３）番町小学校・幼稚園施設整備に向けた基本構想策定についての質疑を終了いたします。

以上で、日程の２、報告事項を終わります。

次に、日程の３、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

執行機関から何かございますか。はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午前１１時５８分閉会